



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

資料3

平成25年度都道府県等  
栄養施策担当者会議  
H25.7.23

# 食品表示法における 栄養表示の取扱いについて

平成25年7月23日

消費者庁食品表示企画課

# 今日お話しすること

- 食品表示一元化検討会報告書の概要
- 食品表示法の概要
- 新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール(案)

検討会(座長:池戸重信宮城大学特任教授)は、平成23年9月から12回開催

食品表示の機能:適切な商品選択のための情報提供と、実際にその食品を摂取する段階での安全性の確保

今日的な課題への対応のための食品表示制度の見直し

- ・我が国の食生活をめぐる状況変化への対応  
(食生活の多様化、高齢化の進展、様々な情報伝達手段の普及)
- ・諸外国の食品表示制度の動向を踏まえた対応

## 新たな食品表示制度の基本的な考え方

### 現行制度の枠組みと一元化の必要性

- 食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分の一元化
- 分かりやすい食品表示が必要～現行制度は複雑で、消費者、事業者、行政にとって問題

### 消費者基本法の理念と食品表示の役割

消費者基本法において消費者の権利とされている安全の確保と自主的かつ合理的な選択の機会の確保の両方を実現するために重要な機能

### 新しい食品表示制度の在り方

- 新制度の目的は、  
・食品の安全性確保に係る情報の消費者への確実な提供(最優先)に併せて、  
・消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付け
- 食品衛生法とJAS法で定義が異なる用語の統一・整理
- より重要な情報が、より確実に消費者に伝わるようにすることが基本
- 食品表示の文字を見やすく(大きく)するための取組の検討が必要

### 義務表示事項の範囲

- 表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要
- 現行の義務表示事項について、長年の議論も踏まえつつ、情報の確実な提供という観点から検証
- 新たな義務付けを行う際には、優先順位の考え方を活用  
～容器包装以外の媒体での情報提供を前提とした容器包装への表示省略も考慮
- 将来的にも必要に応じて見直しできるような法制度とすることが必要

## 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

中食、外食等におけるアレルギー情報の取扱い } 専門的な検討の場を  
インターネット販売の取扱い } 別途設け検討

## 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

### 健康・栄養政策における課題

栄養表示が、健全な食生活の実現に向けて重要な役割を果たすことを期待  
～生活習慣病の増加等に対応

### 国際的な栄養表示制度の動向

2012年コーデックス委員会総会において、栄養表示の義務化に向けた見直しを合意

### 栄養表示に関する基本的な考え方

栄養表示の義務化は、消費者側・事業者側双方の環境整備と表裏一体

### 新しい栄養表示制度の枠組み

<義務化の対象>

- ・原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け
- ・対象とする栄養成分は、義務化施行までに幅広く検討

<表示値の設定方法>

- ・計算値方式の導入、低含有量の場合の許容範囲の拡大等

### 栄養表示の義務化に向けての環境整備

- ・計算値方式等の先行導入及びそれらを活用した表示拡大(食品、成分)の推奨
- ・栄養に関する情報についての消費者への普及啓発
- ・公的データベースの整備、計算ソフト等の支援ツール等の充実

### 義務化導入の時期

新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定

本報告書で示された基本的考え方を踏まえ、新法の立案作業に着手  
⇒成案を得た後、速やかに法案を国会に提出することが適当

加工食品の原料原産地表示 } 一元化の機会に検討すべき項目とは  
遺伝子組換え表示など } 別の事項として位置付け

# (参考) 現行の食品表示に関する法律

| 食品衛生法  | JAS法  | 健康増進法  |
|--|---|--|
| <b>【目的】</b><br>○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止                               | <b>【目的】</b><br>○農林物資の品質の改善<br>○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する   | <b>【目的】</b><br>○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る                   |
| ○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等                     | ○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13)<br>○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等 | ○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等                      |
| ○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定<br>○規格基準に適合しない食品等の販売禁止<br>○都道府県知事による営業の許可等 | ○日本農林規格の制定<br>○日本農林規格による格付等                               | ○基本方針の策定<br>○国民健康・栄養調査の実施<br>○受動喫煙の防止<br>○特別用途食品に係る許可等 |

表示関係

(表示関係以外)

(現行法令に基づく表示例)

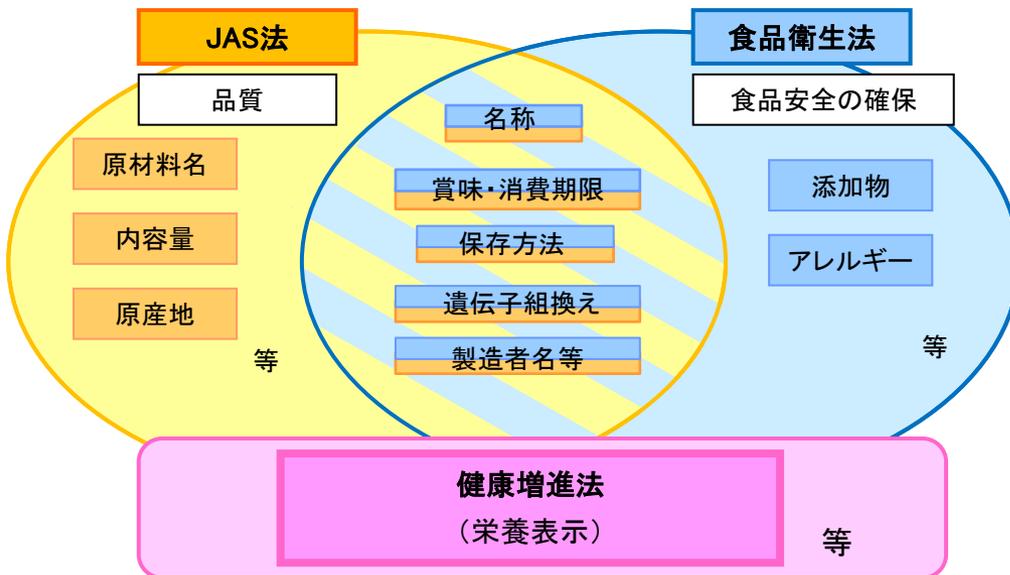
|      |   |
|------|---|
| 名称   | スナック菓子  |
| 原材料名 | じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム |
| 内容量  | 81g   |
| 賞味期限 | この面の右部に記載   |
| 保存方法 | 直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。   |
| 販売者  | 39  |

※「39」は製造所固有記号



|                           |          |       |        |
|---------------------------|----------|-------|--------|
| 主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値) |          |       |        |
| エネルギー                     | 483 kcal | 炭水化物  | 37.6 g |
| たんぱく質                     | 3.8 g    | ナトリウム | 330 mg |
| 脂質                        | 35.3 g   | 食塩相当量 | 0.8 g  |

※栄養表示は任意



- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

# 食品表示法の概要

平成25年6月  
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

## 目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

### 【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

### 【現行】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

### ○ 基本理念 (3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

## 食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
  - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
  - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更  
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

## 食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

## 指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

## 立入検査等 (8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合  
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

## 内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可  
→内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権  
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

## 権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

## 罰則 (17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

## 附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

## (参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施  
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

### 【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い  
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施  
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

# 新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール(案)

義務化導入の時期については、新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定

